

令和元年度群馬県 6 次産業化チャレンジ支援事業応募要領

1. 事業趣旨

群馬県は、6 次産業化にチャレンジしようとする県内農業者の事業スタート時における取組を加速させ、早期の事業化を図るとともに、将来的に大規模な 6 次産業化等に繋がられるよう育成・支援していくため、6 次産業化に取り組もうとする県内農業者から事業プランを幅広く公募し、応募のあった事業プランからコンペ方式で選考した優秀事業プランの実施に対し、県がモデル事業として予算の範囲内において補助を行います。

また、採択された事業については、商品開発後もぐんまブランド推進課で主催する商談会等の場において積極的に取り扱うなど、成功に向けたさまざまな支援を行います。

なお、採択された農業者は地域における 6 次産業化のリーダーとして、県内 6 次産業化の推進に努める役割を担っていただきます。

2. 対象事業者

次の各号のいずれかに該当する方であって、自ら生産する農産物を加工・販売すること等により新しいビジネスにチャレンジしようとする方。ただし、(1) の場合は県税の滞納がないことが条件です。

- (1) 群馬県内に在住し、かつ、群馬県内において農業を営む個人または法人
- (2) (1) に該当する農業者を主要な構成メンバーとするグループ

3. 募集事業

以下の条件を全て満たす事業を対象とします。

- (1) 補助金交付決定日（7 月下旬予定）から令和 2 年 2 月 25 日（火）までに完了する事業
- (2) 申請者がこれまでに開発、生産を行ったことがない事業

4. 応募方法

- (1) 募集期間 令和元年 5 月 8 日（水）～ 6 月 25 日（火）まで（必着）
- (2) 応募方法

「群馬県 6 次産業化チャレンジ支援事業提案書」（以下「提案書」という。）に必要事項を記入の上、添付書類とともに群馬県農政部ぐんまブランド推進課まで郵送してください。

（提出部数 1 部及び電子媒体）。

なお、電子データは県庁ホームページからもダウンロードできます。

URL http://www.pref.gunma.jp/06/bg01_00036.html

- (3) 応募上の注意

ア 提出された事業計画書一式は返却しません。

イ 応募申込に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

（6 次産業化施策に係る情報提供は除く）

5. スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 企画案募集 | 令和元年5月8日(水)～6月25日(火) |
| (2) 応募期限 | 令和元年6月25日(火) 必着 |
| (3) 一次審査(書類審査) | 令和元年7月上旬 |
| (4) 二次審査(コンペ) | 令和元年7月中旬 |
| (5) 交付決定 | 令和元年7月下旬見込 |

6. 補助内容

(1) 補助対象事業

応募のあった事業プランのうち、審査選考された優秀事業プラン(3件以内)

(2) 補助金額

選考の結果、次の金額を限度に補助します。

1位 70万円、2位 50万円、3位 30万円

(3) 補助率

1/2以内

※補助限度額(1位 70万円、2位 50万円、3位 30万円)または補助対象事業額の1/2のうち、いずれか低い額が補助金額となります。

(4) 補助対象者

審査により選定された優秀事業プランの応募事業者

(5) 補助対象経費

ア ソフト事業

採択された事業の実施に必要な以下の取組

① 会議の開催

新商品の製造・販売に向けた検討を行うための会議の開催など

なお、新商品には既存商品のブラッシュアップは含みません

② 調査・検討

市場調査(アンケート、モニター調査等)など

③ 新商品開発・販路開拓の実施

試作品又は新商品の製造、パッケージデザインの開発、成分分析等検査、商談会等への出展、ポスター・パンフレットの作成など(ホームページの作成は除く)

④ その他6次産業化にチャレンジするために県が特に必要と認める経費

なお、補助対象経費の算定に当たっては以下に留意してください。

①領収書等、支出が確認できる場合のみ対象経費とすることができるものとします。

②事業者自身(グループのメンバーを含む)に対する謝金・手当は対象経費にできません。

③経常的な管理運営費や他の目的に転用できる備品は対象経費にできません。

④新商品の開発等において、事業者(グループのメンバーを含む)の生産する農産物等を対象

経費にできません。

- ⑤自らの飲食にかかる経費や宗教性を有するまたは信仰の対象となるものまたは行為にかかる経費は対象経費にできません。
- ⑥機械又は施設をリースする場合は、ソフト事業の対象経費として取り扱います。

イ ハード事業

採択された事業の実施に必要な機械・施設の整備。中古品の活用も可能です。
ただし、以下の経費等は対象外とします。

- ①不動産の取得経費（既存建物の改修は可）
- ②既存施設の撤去費
- ③トラックやフォークリフト等、汎用性の高い機械等
- ④すでに保有する機械の更新

7. 選考方法

(1) 第一次審査（書類審査）

募集期間終了後、審査項目に基づき提案書に記載された事業プランの内容を審査し、6件程度を選定します。

必要に応じてヒアリングや現地調査を行います。

選定結果については7月上旬に、各応募者あてに通知します。

(2) 第二次審査（非公開コンペ審査）

第一次審査を通過した事業プランについては、応募者にプレゼンテーション（事業説明）をしていただき、提案書の内容も含めて審査を行い、優秀事業プラン（3件以内）を決定します。

○実施日 令和元年7月中旬見込

○会場 群馬県庁内会議室（予定）

※時間および会場については第一次審査通過者に正式に通知します。

(3) 留意事項

○第一次審査は事務局が、第二次審査は外部の有識者等で構成する「群馬県6次産業化チャレンジ支援事業プラン選考委員会」が行います。

○第二次審査でのプレゼンテーションでは、パワーポイント等（紙資料の場合はPDFファイルに変換）を活用して発表していただきます。

※第一次審査の結果が出てから第二次審査まで時間がないため、資料の作成が間に合うよう、準備をお願いします。

(4) 選考基準

ア 第一次審査は以下の点を中心に審査します。

- 事業の趣旨に沿った計画になっているか
- 添付書類を含め必要な書類がそろっているか

- 手段が法令や環境等に十分配慮されているか
- 年度内に事業を実施でき、翌年度以降も継続できる事業か
- 新商品等開発や販路開拓の方法が十分検討されているか
- スケジュールは適切に設定されているか

イ 第二次審査は以下の点を中心に審査します。

- 6次産業化推進のための地域のモデルとなりうる計画か
- 新商品開発や販路開拓の方法が十分検討されているか。競合する商品がある場合は差別化されているか
- 資金計画等が適切に設定されているか。収益の向上が期待できるか
- 提案した企画を確実に実施できる実績や能力があるか。補助期間終了後の事業の継続性はどうか
- 事業内容を分かりやすく魅力的に説明できているか

8. 添付書類

法人の場合は登記簿謄本、その他提案書に定められたもの

9. その他

- (1) 当事業に係る詳細は当応募要領のほか、実施要領及び交付要綱によりご確認ください。
- (2) 群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）及びぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱を遵守して事業を実施してください。
- (3) 補助金の交付年度終了後3年間、各年度における補助事業の成果を報告していただきます。
- (4) 事業後、以下の役割を担うこと等で県内6次産業化の振興に協力していただきます。
 - 県や県6次産業化サポートセンター主催会議等の場において、6次産業化経験者としての立場から、今後6次産業化を検討している農業者等からの相談やアドバイスに応じる。
 - 他の農業者等と積極的に連携を図り、地域の6次産業化の推進に努める。
- (5) 応募事業の概要については、県ホームページに掲載します。
- (6) この事業により商品をPRするための印刷物等を作成する場合には「この商品は群馬県6次産業化チャレンジ支援事業により事業化したものです」等の表現を加えてください。

<提出・問合せ先>

群馬県農政部ぐんまブランド推進課 食品流通係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
TEL：027-226-3133
FAX：027-243-7202